

川崎都市計画地区計画の決定（川崎市決定）

川崎都市計画南渡田北地区地区計画を次のように決定する。

名称	南渡田北地区地区計画	
位置	川崎市川崎区南渡田町、浅野町及び鋼管通5丁目	
面積	約 12.5 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR南武支線浜川崎駅の東約200mに位置し、都市計画道路東京大師横浜線、都市計画道路川崎駅扇町線及びJR鶴見線に囲まれた地区である。</p> <p>本地区では、「都市再開発の方針」において、本地区を含む24haの区域が、2号再開発促進地区に指定され、臨海部の産業の発展を先導する臨海部都市拠点としての整備が行われる地区である。</p> <p>本計画では、研究開発や管理業務等の機能を中心として、うるおいある快適な環境の創出と防災性の向上を図り、国際性豊かな研究開発拠点の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、緑豊かな市街地環境を実現し、研究開発拠点にふさわしい安全で魅力的な都市空間の実現のため、適正な土地利用を図る。</p> <p>1 A地区 環境科学、環境エネルギー、防災・レスキュー、バイオテクノロジー等に関連する研究開発施設並びに産学公民の連携、市民への情報発信及び国際交流を支援する施設等の集積を図る。また、商業施設の立地を促進し、コンベンション機能及び研究開発者向け居住・宿泊機能を複合的に導入し、魅力的な研究環境を創出する。</p> <p>2 B地区 国際的な研究開発拠点の実現に向けて、管理業務機能等の導入を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区の再編整備を進めるため、地区内に新産業サイエンスパークの骨格となる快適な歩行空間を備えた敷地内通路等が整備される。これらの機能が損なわれないように維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>京浜臨海部の再生に寄与する市街地を形成するために、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限その他について必要な基準を設ける。</p>

「区域は計画図表示のとおり。」

川崎都市計画地区計画の決定（南渡田北地区地区計画） 計画図

